

法人会の事業に ご参加下さい

(税務研修会・異業種交流会など)

平成24年12月1日 発行

公益社団法人玉川法人会月刊情報誌

たまでんBOARD

Vol.136
通巻236号

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

12月の行事予定

4(火)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
	青年部会全体会議年未懇談会	17:00	ルノアール 他
	AEDプロジェクトWG	16:00	キャノン本社
	東法連正副会長会議	11:45	全法連会館
	東法連理事会	12:30	全法連会館
5(水)	女性部会役員会・支部長会	11:30	ASO
6(木)	第6支部役員会・忘年会	12:00	ASO
7(金)	第12支部忘年懇談会	18:00	一紀
【たまでんBOARD 1月号原稿締切】			
10(月)	財務委員会	18:30	法人会事務局
11(火)	社会貢献委員会	18:30	法人会事務局
	税制委員会	18:30	華山
13(木)	財務委員会	18:30	法人会事務局
	e-Tax推進協議会	16:00	玉川税務署
18(火)	第9・10支部合同忘年会		
19(水)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署
	東法連女連協		銀座大志満
20(木)	組織委員会	18:30	法人会事務局
26(火)	第1支部忘年会	18:30	あっぼん
	第3支部役員会・忘年会		

1月の行事予定

8(火)	青年部会全体会議	19:00	玉川ボランティアビューロー
17(水)	総務委員会	18:30	玉川ボランティアビューロー
18(金)	広報委員会(玉川公論)		
【たまでんBOARD 2月号原稿締切】			
22(火)	新春記念講演会/新年賀詞交歓会	17:30	セルリアン東急ホテル
23(水)	全法連/東法連新年会・表彰祝典・交歓会	11:00	帝国ホテル
24(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館
	社会貢献委員会	18:30	
	組織委員会	18:30	
28(月)	広報委員会	18:30	
29(火)	委員長・部会長会議	18:30	玉川ボランティアビューロー
30(水)	青年部会税務研修会	未定	

12月・1月の行事予定は11月25日現在のものです

★印は一般の方も参加できる行事です

お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで



税に関する絵はがきコンクール
関連記事P 3参照

目次

12月・1月の行事予定	1
納税表彰式	2
税に関する絵はがきコンクール	3
税を考える週「岸 博幸さん」講演会	4
理事会・委員会・支部 活動報告	7
新入会員のご紹介	13
税務署からのお知らせ/掲示板	16

お問い合わせ

発行人/公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集/公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局●東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会 検索

E-mail:tamagawa@blue.ocn.ne.jp

納税表彰式

去る11月14日東郷記念館において、平成24年納税表彰式が挙業されました。玉川法人会では3名の方が受賞され、金三津税務署長より表彰されました。

受賞された丸山正高常任理事、上平亮常任理事、佐藤壽夫常任理事の皆様には、心よりお祝い申し上げます。

日時 11月14日
場所 東郷記念館

式次第

- ・開式のことば 副署長 南部琢二 様
- ・国歌斉唱
- ・玉川税務署長表彰状贈呈
常任理事 丸山正高
- ・玉川税務署長感謝状贈呈
常任理事 上平 亮
常任理事 佐藤壽夫
- ・東京国税局長表彰受彰者披露
- ・式辞 署長 金三津 小志郎 様
- ・来賓祝辞
東京都世田谷都税事務所長
世田谷区長
玉川税務懇話会会長
- ・受彰者代表のあいさつ
- ・中学生の作文表彰及び作文朗読
- ・税に関する絵はがきコンクール表彰
- ・閉式のことば 副署長 高田哲好 様



署長表彰状授与の丸山常任理事



署長感謝状授与の佐藤常任理事



署長感謝状授与の上平常任理事



上平さん、丸山さん、佐藤さん
受彰おめでとうございます



第1回「税に関する絵はがきコンクール」開催

平成24年11月20日16：30より第1回「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が、玉川税務署において行われました。

この「税に関する絵はがきコンクール」は、今年から税を考える週間にあわせて、玉川法人会及び全国法人会総連合が主催となり、国税庁並びに玉川税務署の後援をいただき、社会貢献の事業として実施いたしました。

絵はがきコンクールの目的は、小学生に租税教育の一環として玉川税務署管内の小学校に呼び掛け、租税教室などを通じて「税の大切さ」や「税の果たす役割」等について学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、税に対する理解を深めていただくことを目

的としております。

ここに、栄えある第1回「税に関する絵はがきコンクール」で入選された金賞（署長賞・会長賞・女性部会長賞）銀賞・銅賞・優秀賞の20名の皆さんをご紹介します。



金賞	玉川税務署長賞	玉堤小学校	千葉 脩登
金賞	玉川法人会会長賞	八幡小学校	太田 友香
金賞	玉川法人会女性部会長賞	尾山台小学校	久野梨々花

銀賞	等々力小学校	齋藤 大輔
銀賞	尾山台小学校	廣兼 良映
銀賞	尾山台小学校	涌井 彩世

銅賞	等々力小学校	岡田 紗羽
銅賞	等々力小学校	佐藤 雅彦
銅賞	瀬田小学校	竹内 大空
銅賞	中町小学校	深山 陸斗

優秀賞	等々力小学校	齊藤 力輝
優秀賞	等々力小学校	那須 翔一
優秀賞	等々力小学校	高石 眞哉
優秀賞	等々力小学校	名前 掲載不可
優秀賞	等々力小学校	千葉 裕貴
優秀賞	二子玉川小学校	江口 はな
優秀賞	瀬田小学校	磯部 俊一
優秀賞	瀬田小学校	小関 莉沙
優秀賞	中町小学校	野村 俊介
優秀賞	桜町小学校	後藤 香咲

玉川法人会会長賞

玉川税務署長賞



玉川法人会女性部会長賞



玉堤小学校 千葉脩登さん



八幡小学校 太田友香さん



尾山台小学校 久野梨々花さん

税を考える週間「岸 博幸さん」講演会

平成24年11月12日(月)18:00より駒沢大学深沢キャンパスにて税を考える週間の記念講演会が開催されました。演題は「日本は本当に大丈夫なのか?」。TVタックルなどでお馴染みの慶応義塾大学大学院メディアメデデザイン研究科教授の岸博幸さんを講師にお迎えし277名(内一般参加56名)の参加者のもとで盛大に開催されました。講演会に先だちまして阿部会長からのご挨拶、金三津署長様よりご講話をいただきました。

阿部会長挨拶の骨子



挨拶する阿部会長

今回は玉川税務署様はじめ8団体の皆様のご後援と、駒沢大学様のご協力により、開催できましたことに、お礼申し上げます。私ども玉川法人会は、良き経営者を目指すとともに、税を中心とした事業にも取り組んでいます。11月の11日から17日までは税を考える週間ということで、税に馴染みの少ない主婦や学生、一般の方々を対象に全国で様々な催しが行われています。私たちの生活には年金や医療など社会資本の整備が必要です。しかしこれらの公的サービスには費用がかかります。それには広く公平にわちあうこと、すなわち税は社会の会費であるということです。その税もグローバル化や少子高齢化などの社会の構造変化や、円高、デフレ不況などから抜本的な改革が必要であるとされています。今日はテレビや雑誌でお馴染みの岸先生に貴重なお時間をいただくことができました。タイムリーなお話がうかがえると思います。この講演会が皆様にとって有意義なものとなりますようお祈りします。

金三津玉川税務署長講話の骨子

本日の講演会には、「税を考える週間」という言葉が冠されていますが、国税庁では、毎年11月11日から17日までの一週間を「税を考える週間」として、広報活動を行っています。

この広報活動は、昭和29年、当時の国税庁の平田長官が徴税方法に対して国民の不満が多か

ったことから、国民の声を直接聞き、納税者の方々の声を税務行政に反映させようということで始まったことです。当初は「納税者の声を聞く月間」という名称で、一か月間実施いたしました。



講話をいただいた金三津署長

「納税者の声を聞く」ということに関しましては、戦後の一時期において、「申告すべき人が申告していない(いわゆる無申告)や申告漏れがありそうだという情報を国に通報」すれば報償金を出すという「第三者通報制度」というものが採用されていた時期がございます。第二次大戦後にGHQの主導によって設けられた制度ですが、当時、日本の主税局は「第三者通報制度なるものは日本の国民性に合わないし、そもそも邪道だ。」と主張したそうです。結局、この制度は、報償金まで出して第三者からの通報を勧奨するような制度を存続させるのはいかなものかという理由で、導入後わずか7年、戦後の混乱期を脱するのと機を一にして廃止されました。

さて、昭和29年に始まった「納税者の声を聞く月間」は、その後、昭和31年からは「納税者の声を聞く旬間」と名称を変えて、「納税者から信頼される近づきやすい税務署」を目指し、苦情相談に重点を置いた活動を行い、昭和49年からは「税を知る週間」と名称を変えて、積極的な広報を行うことになりました。

そして現在、単に「知っていただく」ための活動から一歩進めて、国民の皆様へ、より能動的に税の仕組みや目的を考えていただくことを明確にしよう」ということで、平成16年から「税を『考える』週間」と名称を変えております。

今年の「税を考える週間」のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」と題しまして、皆様に適正公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介しますとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。国税庁ホームページに、「税の役割と税務

署の仕事」のコーナーを開設しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

岸 博幸さん講演の要旨

なるべく講演会それも東京を中心とした関東一円で講演はお断りしているという岸さん。その理由としては、法人会は税務署とその上の国税庁、財務省と関係がありますが、その悪口をしょっちゅう言っていることと、関西地区でレギュラーとなっているテレビ番組



講師の岸博幸先生

組では下品なキャラクターとして知られているので、関東のテレビタックルなどでご覧になっている皆様には違和感があるのではと思われるからです。今回は玉川法人会の熱意ある説得に負けてお受けしていただいたそうです。

日本の経済政策について

日本経済の状況については、この7～9月の年率で-3.5%の成長でどこでも景気が悪く、東京はまだいいほうですが地方に行くほど悪くなっています。このように悪くなったのは今に始まったことではなく、20年以上も前から続いているデフレにその根源があります。そんな中で現民主政権の行っている経済政策には残念ながらとても合格点は与えられません。消費税の増税につきましては必要ではありますが、不況が続く中では、タイミングが悪すぎると思います。これを改善していくヒントとしては、経済政策が達成すべき目標とは何かを考えることです。それには景気を良くすることです。デフレということは供給より需要が少ないということですから2つの方法、即ち日銀の金融緩和と歳出削減ということになると思います。金融緩和につきましては、とても不十分で他国と比べても、リーマンショック以降の4年間で米国は3倍、EUは2.4倍に対して日銀は1.3倍しか増やしていない。日銀は中央銀行としてではなく、まるで市中銀行のように自行のバランスシートのみを考えています。歳出削減の方を見ますと民主党は選挙前16兆円はカットできると行っていたにもかかわらずこの3年間で2～3兆円くらいしかできなかった。そして民主党のバラマキ

政策です。小泉政権の頃の81兆円規模に比べて平均で95兆円規模になっています。

それでは選挙が近いと報じられていますが、他党の状況はどうでしょうか。自民党はデフレに関しては前向きでこの点は評価できますが、無駄を削減できるかはかなり疑問です。また国土強靱化法などで200兆円もの公共投資を考えていますが、このバラマキは昭和の公共投資政策への逆戻りです。

経済状況の変化

先進国の経済は2つの変化に遭遇しています。一つは生産拠点を海外に移すなどのグローバル化。それともう一つはデジタル化です。グローバル化ということでは国内の雇用を心配されることもあります。これは企業が収益をあげることを第一に考えるべきで、結果としてそのお金が国内に還流され、間接的な雇用環境を生み出すからです。経済の成長と雇用の増加がリンクしてきていないのが昨今の状況です。アップルの従業員数は全世界で4.3万人ですが1970年代のGMは40万人でした。したがって企業は当面雇用のことは考えずとにかく儲けていたきたい。

デジタル化については技術革新のペースが早すぎます。これにより中流に被害が及び、格差の拡大につながっていきます。

現場のイノベーションが日本を救う

明るい話はありませんが、目を全国に転じてみますと日本の再生は暗くないと思います。それは日本の強味である「現場の力」があるからです。東日本大震災でも自動車部品の工場などが打撃を受けましたが、1ヶ月も経たないうちに操業を再開しています。政府は何もやっていなかったのに、壊滅的な被害を受けた宮古市は1週間で物流の基本であるバスを警察、消防署、バス会社などの力で盛岡まで通しました。先々週ハリケーンサンディが上陸したニューヨークにいましたが、いかにアメリカの「現場」が弱いかを実感しました。オバマの功績であったようにエリートの対応は良かったのですが、それを実行する現場が弱かったのです。あのマンハッタンの約4分の1がまる4日間、停電したままでした、交通機関はもちろん携帯も通じない状況が続いていました。日本の現場の力は世界最高水準です。しかしこの現場の力を充分

活かす、リーダーシップが大事です。私が携わっていた音楽業界を見てみますとCDの売り込みが落ちているとともにどんどん業績が落ちていきます。確かにネットなどの普及で消費者の動向は変化をしています。ところがAKB48などのように成功している事例もあります。総選挙やじゃんけん大会などの仕組みを次々と行いファンに楽しみをあたえています。環境の変化のせいにしていただけでは、いつまでたっても毎年、売り上げが落ちていくばかりです。地方も同じです。バラマキで予算がたくさんある地方自治体にはイノベーションを起こしていく力はあるの

でしょうか。現場の力でイノベーションを起こす。その現場の力を活かせるようなリーダーシップが今こそ求められます。

タイトルといい講演の前置きといい、かなりオフレコの内容になるのではと案じられましたが、現場のイノベーションとリーダーシップに期待するという結論で、我々中小企業経営者のモチベーションが大いに喚起されました。明日も頑張ろうという気持ちももてたことでも大成功の講演会でした。関係者の皆様のご尽力に感謝します。(第9支部広報委員 松山ひとし)



玉川法人会主催『税を考える週間』講演会

日時 2011年11月12日(月) 18:00~20:00
 場所 駒澤大学深沢キャンパス
 120周年アカデミーホール

つい先日も税に関する講演が支部で行われており、日本の財政の現状と実態を知るにつけて「日本の行く末は大丈夫なの？」と考えさせられたばかりで私にとってなかなかタイムリーな演題でしたし、本部から熱心なお誘いもあって、一応は広報委員として顔を出しておく方がいいかなあ、と思って参加することにした次第です。本部からの『1人でも多く』との参加者動員指令に微力ながら協力しようかと考え、愚息にも参加するよう進めたのですが「四の五の言ったところで、日本の財政はもうどうにもならんでしょ」と、あっさり断られてしまいました。若い人の気持ちも分らないではないですが、それじゃちょっとマズイのではないでしょうかねえ。

愚息の強制参加は無しにする代わりに車で私を会場まで送るように言って、早めに会場入ります。そのおかげか前から2列目の演台の真ん前という場所に陣取ることができました。観劇なら最高なのですが、講演会となると居眠り



注意(笑)です。開演まで館内の様子を見ながら待機していましたが、そんなこんなを考えているうちに時

間となって司会を務められる総務委員の松浦さんが登場し、阿部会長の挨拶から講演会が始まりました。

始めは『税の役割と税務署の仕事』と題されて、玉川税務署長の 金三津 小志郎 氏による講話でした。色々なお話を聞かせて頂くことができましたが、例えば——現在の納税制度に至るまでには色々の変遷があったのだけれども、戦後の混乱期には『第三者通報制度』(簡単に言えばタレコミの推奨)があって、通報には報奨金が支払われていた。ただこの制度は色々と弊害が多いとの事で、国税庁の諸整備も進んだこともあり、わずか7年間で廃止された——というような感じの、お堅い話ではなくトリビア的な、なかなか面白くて興味深いお話でした。

ちなみにこのお話の際「どれくらいの報奨金が支払われたと思いますか？」との署長の問い掛けに対して2~3の発言があったのですが、阿部会長が「1割」と答えると「まさにその通り。通報によって徴収された金額の10%が支払われたのです」とのこと。まさか貰ったことがある訳ではあるまいし、さすがは阿部会長ということでしょうか。

次の講話の講師は慶應義塾大学大学院教授の岸博幸氏とのことで、私は存じ上げていなかったのですがTVなどでコメンテーターとして色々活躍なさっている著名な方だそうです。岸先生曰く、「今回の講演会に呼ばれたのは不思議な気がします。なぜなら自分はTVなどで色々コメントする際に財務省批判をよくしているので、税務署の上部機関の悪口を言っている人間が話をするとなると、当然ながら税務署関係者は気分

を悪くするだろうと思うからです。でも玉川法人会さんがとても熱心でしたので講演を引き受けることにしました」とのことでしたが…問題ないですよね？

それはさておき、講演を聴いていると先生はこのように仰っていました——日本経済の状況はデフレが20年近く続いているが、このような長期間のデフレは世界的に見て例が無く、これが日本経済を失速させている原因です。近々衆院選があるが、各政党が経済政策を正しく方向付けられるかについては非常に心配で見通しの立たない状況だが、国全体で見れば日本再生への道は決して暗くないと私は思っています。それは『民間や地方の現場が強く、しっかりしている』という強みが日本にはあることです。先日アメリカのニューヨークをハリケーン（サンデー）が襲った際、現地では丸4日間も停電が続いたのですが、その際たまたま向こうに滞在しており、すぐに復旧されることが殆どである日本との違いを身をもって実感しました。このように、アメリカはエリート層は強いが現場が弱い。日本は逆にエリート層はイマイチだが現場がしっかりしている。大震災の時も政府が何

もできずにいた中で、現場の人たちによってかなり早く仮措置がされている。だから現場の力を発揮できる



熱心に聴講している参加者の皆さん

ような政策が取れば、日本も捨てたものではない。日本は変わってゆけるはずですよ——聴いていて、この内容が強く印象に残りましたので、せっかくですからご紹介させて頂くことにしました。私は政治や経済には疎いのですが、たとえ小さなことでも今の自分ができることを自信を持ってやっていく事が将来に繋がっていく、というのはなんとなく分る気がします。

今回もかなりの聴衆が集まり、なかなか盛大な講演会となったようです。講演者の方々、関係者の皆様、そしておいで頂いた皆様、誠にありがとうございました。この場をお借りして謹んで御礼申し上げます。

(第6支部広報委員 片桐博子)

理事会・委員会・支部 活動報告

厚生委員会

会員増強・福利厚生制度連絡協議会開催

平成24年10月19日午後6時から本年度の会員増強・福利厚生制度連絡協議会が自由が丘の南国飯店で開催されました。今回はこれから玉川法人会で推進していく「AEDプロジェクト」をテーマとした講演会、今年度の会員増強中間報告、引き続き行われた懇親会では各受託保険会社の状況報告、組織委員会・厚生委員会の紹介、さらにお楽しみ抽選会がありました。

第1部では宮崎副会長のご挨拶の後、キャンノンマーケティング株式会社の田中泰之様を講師に迎え「AEDプロジェクト」（ハートのきけん・ハートですくう）というテーマで「AED」の必要性や実際の使い方などを、デモを交えてご説明いただきました。最近では街の中に「AED」を良く見るようになってきました。しかし

「AED」がありながら、使い方が分からず救える命が救えなかったということも起きています。心肺停止になってから3分以内に「AED」を使用すると救命率が上がるというデータもあるようです。玉川法人会では社会貢献活動の一つとして「AED」の普及とその使い方を多くの方に知っていただく活動を行っていきます。会員企業の社員の方、またお店を訪れているお客様が突然倒れることもあると思います。そのようなときに「AED」が身近にあると心強いと思います。「AED」が使い方を音声で説明してくれ、また電気ショックの必要性も「AED」が判断するので心配なく使うことができ



挨拶する宮崎副会長

るとのことでした。

その後、森組織委員長からの会員増強の状況について報告がありました。年間の入会数は41社、増強期間中については14社との報告がありました。各支部10社、全体で120社が目標となっており、まずは特別会員の方を正会員へ移行していただくことを目標としたいとの話がありました。

第2部は阿部会長のご挨拶をいただき、大鎌副会長の音頭でスタートしました。懇談が進んでいく中で各受託保険会社からの状況報告がありました。大同生命ではお知り合いリスト作成への協力



阿部会長挨拶

依頼があり、AIU保険会社からは労災リスクに対応できるビジネスガードの紹介、アメリカンファミリー保険会社からは推進員を大幅に増強した新体制について説明がありました。

その後、阿部会長から提供いただいたお楽しみ抽選会があり、あちこちで当たりの声を聞きましたが大



AED説明

きな賞に当たった人はいなかったようです。組織委員、厚生委員の紹介と、各保険会社の推進員の紹介と続き、坂東副会長の閉会のあいさつでお開きとなりました。

この日は常任理事の皆様を始め多くの方に「AED」のデモを通じて使い方を理解していただきました。また、事務局に訓練用の「AED」もキャノン様からおかりして置いてあります。支部等の勉強会などで役立てていただければ幸いです。(厚生委員会 齊藤稔晃)

税制委員会

「税制改正提言を世田谷区長に・・・」

去る、11月19日(月)「平成25年度税制改正の提言」を保坂展人世田谷区長に手渡ししてきました。

例年であれば衆議院議員と区長に提言書を渡すところですが、訪問予定日の直前の16日に衆議院が解散になったため、区長への要望だけになりました。



大島税制委員長、大嶽副委員長に松村事務局長が同行し、昨年同様北沢法人会と一緒に訪問しました。

保坂区長には「税金のムダ使い

の無い様、行政の効率化・合理化に取り組むこと」「固定資産税など地方税の税負担の軽減」などを要望しました。



区長からは、「東京都は特別区なので、区単独では出来ないことであり区長会での話題になるでしょう」との見通しが表明されました。

その後、区内の景気動向や太陽光発電助成制度などの話題になり、30分程度の面談でしたが、要望は伝えることができました。

(税制委員長 大島光隆)

広報委員会

委員会

日時 10月25日(木) 18:30~20:15
場所 法人会事務局
出席者 12名

議題 1. たまでんBOARD11月号校正
2. 活動報告

社会貢献委員会

今年も11月13日に玉川法人会主催で献血活動が行われました。献血は105名が受け付けをし、84名の方から献血をしていただきました。1台の献血車で84名というのは記録的な数字だそうです。

今年は会場を二子玉川東第二地区市街地再開発組合の駐車場をお借りして開催しました。

当日は北沢法人会も献血を烏山にて行っていたそうです。献血は地元の企業が毎年参加され、企業献血としては素晴らしい活動になっておりますので、協力企業の皆さんを赤十字で表彰して欲しいとお願いいたしました。今年は土



献血受付の様子

屋明人さんと共に金三津署長様に動員のお願いに伺いましたら、「税務署は企業のお手本でなければならない」

との返事をいただき、今までは毎年3人ほどの参加でしたが、今年は20名もの方が参加して下さいました。金三津署長様をはじめ税務署の皆様には厚く御礼申し上げます。献血をできる人たちが多くいる会社は企業の健康のバロメーターと感じています。

日本赤十字の方々をはじめ玉川法人会青年部会、駐車場を提供していただいた開発組合の皆様に感謝するとともに、社会貢献委員の皆さん1日ご苦労様でした。

(社会貢献委員長 丸山正高)



税務署幹部の皆様と一緒に。献血役員の皆様、お疲れ様でした

第1・2支部 合同

下町探訪

平成24年10月25日(木)、第1・2支部共催の日帰りバスツアー「下町探訪」が開催されました。

天候はあいにく曇っていましたが、早朝8時30分、予定通りにバスは奥沢駅前を出発して東京駅→浅草寺→スカイツリー→東京ゲートブリッジと一日かけて周り、夕方6時30分頃に奥沢へ戻る帰路の車中では全員がぐったりするほど、とても盛り沢山で楽しい一日を過ごすことができました。



(公社)玉川法人会第1・2支部合同「下町探訪」スカイツリーにて記念撮影

以前は、毎年このシーズンになると、会員増強活動の一環として税務研修と社会見学を兼ねた日帰りのバスツアーをおこなっていたのですが、ここ3～4年は全く開催されていませんでした。

この会の目的は、会員同士の交流を深めること

の他、未加入の方に法人会の雰囲気を知ってもらって入会してもらうことにあります。

そのため、出来るだけ多くの方に参加してもらわなければ意味が無く、魅力的な催しを企画するのに毎回苦労しています。

今回は、久々の開催と言う事もあり、また「下町探訪」という支部長のアイデアが良かったせいか、キャンセル待ちが出るほどの人気ぶりでした。

東京に住んでいるのに、せめて東京近郊の、その年の話題のスポットや、新名所くらいにつ



スカイツリーを携帯に収める参加者の皆さん

いては、無知でいたくないという気持ちはきっと誰もが持っていると思います。しかし、毎日を多忙に過ごしていると、なかなか実際に足を運ぶのは難しいのが現状です。

そこへ今回の様な機会があり、参加することでそれらを一日で見て回れるのはとても有意義

なことです。テレビや雑誌を見聞きして、つい分かったつもりになっていたことが、実際に行くと、随分想像と違っていたり、また新たな発見をすることも意外と多く、今まで如何に知ったかぶりで過ごしていたかと言うことを実感しました。（第1支部広報委員 船本貴一）



マネキンのような人間マイケルと井部さん



いざ、ミニクルーズへ出発！



ソラマチ前にて

第6・8支部 合同

税務研修講演会

日時 11月8日(月) 17:20~19:45
場所 二子玉川ライズモール2F 玉川町会会館
参加者 一般の方含め30名

今回の研修会は大同生命保険株の井出氏が司会を務められ、第6支部の鈴木支部長、第8支部の上平支部長による挨拶から始まりました。

第1部として、玉川税務署より法人課税第1部門統括官の永田恵子氏と審理担当上席の藤田滋之氏においで頂き、永田氏のご挨拶を頂いてから藤田氏による『税に関する講演』が行われました。



玉川税務署審理担当上席 藤田滋之氏

平成24年度一般会計の歳入&歳出のグラフと、税目別税収の推移グラフによる税収推移を軸に財政の現状について解説がありましたが、歳入のグラフを見ると国の借金の多さ（歳入の49%）が際立ち、本当に未恐ろしい状況だと感じられます。当然ながら歳出の借金に対する支払利息（歳出の24.3%）も多く、本当に日本は大丈夫なのでしょうかねと思わずにはいられませんでした。

税目別の推移グラフを説明する中で、日本の法人のうち、利益を計上しているのが3割程度、つまり7割は欠損法人だとか。資本金1億円以上の大会社に限ってみても利益を計上して

いるのは5割程度とのこと。利益を上げている会社は意外と少ないのですね。もっとも、私も他人のことをどうこう言える立場ではないのですが（苦笑）

第2部は、『街づくり研修会からの挨拶』として、二子玉川東第2地区市街地再開発の進行状況についての説明がありました。

前半は東急都市開発事業本部住みかえ事業推進部の土方健司氏より、住みかえ促進の取り組みに関して具体的な例を挙げながら、パンフレットを用いての説明がありました。

後半は二子玉川ライズ推進部の藤野秀紀氏と田中利行氏による再開発1期事業が完成・開業したことによる影響、雇用人員（オフィスで2000人、ショッピングセンターのスタッフで3000人）、集客動員数（平日4万人、休日7万人位の来場者とのこと！）、などの報告がありました。平成27年6月頃完成予定の第2期工事が終了するとオフィスと商業施設等で8000人位の雇用が生まれるとのこと、さらにホテルなどの商業施設の完成により、更なる来場者増も見込まれるそうです。



二子玉川ライズ推進部 田中利行氏

商業施設の中には10ものスクリーンを持つ映画館もできるとのこと。二子玉川にもそのよう

な施設が出来るというのは便利になって嬉しい限りですが、昔からの住人としての目から見るとまさに隔世の感という感じです。

第3部では、『役員退職慰労金規定と議事録の必要性』について、大同生命保険株業務部研修課長の渡邊完氏による講演が行われました。



大同生命保険株 渡邊完氏

渡邊氏は「以前も同じ話をしている申し訳ないのですが…」と恐縮されていました。でも、今回は一般の方もいらっやいましたし、大事なことなので問題ないですね。

会社で生命保険に加入した場合に保険金を家族へスムーズに渡すにはどうしておくべきかというお話で

そして盛り沢山の研修の後は、場所を玉川高島屋南館6Fの一香庵に移して懇談会を行い、長い時間の研修会の疲れを癒して終了となりました。

講師を務められた皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、参加された皆様も大変お疲れ様でした。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

(第6支部広報委員 片桐博子)



講演会に参加された皆様

第7支部

瀬田ふれあい運動会

今年で26回目を迎え、第7支部が共催で手伝いをしている瀬田ふれあい運動会が、11月3日9時から瀬田小学校校庭で開催されました。大会会長・白井町会長の挨拶の後、スポーツコネクションのエアロビクスインストラクターの指導で準備運動をして、瀬田音頭から競技が始まりました。

第7支部を、国道246号線を境界に東西に分けて障害物競走、綱引き、対抗リレー等子供から高齢者まで白熱した競技を繰り広げ、玉川法人会にも加入している近隣の会社等にご協賛頂いた賞品等を獲得して大変盛り上がりました。

今年は昼休みの後の午後、最初のイベントとして「税金〇×クイズ大会」を玉川税務署の協力により行いました。小学生を中心に約250名が参加し、子供が関心を持ちやすい税の役割や使



お手伝いをいただいた署幹部の皆様と記念撮影

い道などを出題しました。親子で真剣に考えて、間違えると大変悔しそうに残念賞をもらう子供たちが印象に残りました。

今年も小学校の教職員をはじめ、参加者相互の親睦を深めて15:45終了しました。

(第7支部広報委員 大塚繁夫)



税金〇×クイズ大会に約250名の方が参加しました



嬉しそうに賞品を貰う子供達

第12支部

役員会

日時 11月2日(金) 18:30~20:00
 場所 中華喫茶 一紀
 出席者 14名
 議題 1. 来年度役員改選・事業計画
 2. 12/7(金)「支部忘年懇談会」

3. 各委員会報告
 4. その他
 東深沢スポーツ文化フェスティバル
 11/12「税を考える週間講演会」
 会員増強

青年部会

全体会議

日時 11月6日(火) 19:00~
 場所 ボランティアビューロー
 出席者 8名

議題 1. SKT連絡会 (11月28日)
 2. 年末懇親会 (予定12月7日)

女性部会

役員会

日時 11月1日(木) 11:30~15:00
 場所 九つ井
 出席者 8名

議題 1. 次期役員
 2. その他

ゴルフコンペ

八王子法人会交流ゴルフコンペ

開催日時 10月16日(火) 7:30スタート
 開催場所 八王子カントリークラブ

秋晴れの中、第4回八王子法人会交流ゴルフコンペが開催され、八王子、玉川合わせ総勢107名の参加。その結果団体戦で見事に玉川法人会の勝利に終わりました。青年部対抗戦でも玉川法人会が連勝。

団体戦では過去1勝2敗でしたので、今回玉川の勝利により五分五分の引き分けとなり、来年度決定戦を10月22日に同八王子カントリークラブにて開催することが八王子法人会の安藤会長より発表されました。両会長がプレゼンターとなり、各表彰者に賞が贈られ1時間少々パーティーも和やかに終わることが出来ました。

(第12支部広報委員 鈴木芳昭)



阿部会長



霜島友子さん



女性の部優勝の星谷照子さん

新入会員ご紹介

紙面の都合上、掲載人数は不定数になりますが
随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第1支部

会社名：古美術 齊藤
代表者：齊藤 利夫（サイトウ トシオ）
会社住所：東京都世田谷区奥沢3-10-4
電話：03-3720-7477
FAX：03-3720-7214
E-mail：douguya@hp.catv.ne.jp
ホームページ：http://www.douguya.info/
業務内容：新古美術品の買入れ販売のお店です。日本画・洋画・版画・時代道具（蒔絵・根付・印籠鎧兜・帯留

め・勲章・等）西洋美術（ガレー・ドーム・ラリック・ブロンズ・洋食器・銀製品・等）現代美術（作家物・陶磁器・漆芸・木彫刻・工芸品・金工・置物・等）茶道具（家元書付からお稽古道具）
当店は昭和21年よりこの奥沢の場所にて商売をさせて頂いております。鑑定等に付いては何でもご相談におおじます。

第4支部

会社名：有限会社ビー・アクト
代表者：鈴木 明彦（スズキ アキヒコ）
会社住所：東京都世田谷区等々力2-32-14
電話：03-5758-7931
FAX：03-5758-7930
E-mail：info@ast-inc.co.jp

業務内容：不動産管理業



1Fドラッグストア「トモズ」
2Fクリニック
3F・4F・5F住居
管理物件：B-WOOD 等々力駅前

第4支部

会社名：RABLO株式会社
代表者：齋藤 泰史（サイトウ ヤスシ）
会社住所：東京都世田谷区等々力5-4-13-102
電話：03-5758-6150
FAX：03-5758-6160
E-mail：rablo0901@yahoo.co.jp

業務内容：介護保険・医療保険に基づいた訪問介護・訪問リハビリテーションの実施。24時間緊急での対応も可能。

第6支部

会社名：有限会社 みはし
代表者：佐藤 一也（サトウ カズヤ）
会社住所：東京都台東区上野4-9-7
電話：03-3831-0384
E-mail：info@mihashi.co.jp
ホームページ：http://mihashi.co.jp

業務内容：上野あんみつ みはしが 玉川高島屋SCに新オープンしました。菓子売店のお店です。ご来店お待ちしております。どうぞよろしくお願ひします。

第6支部

会社名：医療法人社団城南はじめ会
二子玉川ライズ ひろ内科クリニック

診療科目							
内科・消化器内科 循環器内科・糖尿病内科							
診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~13:00	●	●	●	●	●	●	/
15:00~19:00	●	●	●	●	●	●	/
休診日	日曜日・祝日						

代表者：水口 泰宏（ミズグチ ヤスヒロ）
会社住所：東京都世田谷区玉川1-15-6-204
電話：03-5797-9861
FAX：03-5797-9863
E-mail：info@hiro-cl.net
ホームページ：http://www.hiro-cl.net
業務内容：平成22年8月に、再開発が進行中の二子玉川ライズのタワーマンション内の2階公園スペースに面する場所に開業しました。隣接する地域では、二子玉川公園の造成、第二期再開発工事の真最中です。

今後の周囲の発展とともに、微力ながら地域医療に寄与し街の興隆の一翼を担えればと考えております。当



クリニックの特徴は、一般の内科診療に加えて、これまでの経験を活かした苦痛の少ない胃・大腸内視鏡検査と、腹部・心臓・頸動脈超音波検査にも対応可能なことです。消化器癌の早期発見、診断や循環器疾患の診療に役立ちたいと思っております。開院時に当院のモットーを「安心」といたしました。患者様には、温かく接し、これからも研鑽を重ね、質の高い医療をしていきたいと思っております。地域医療に貢献できるように日々精励していく所存でありますので、皆様、今後ともよろしくお願いいたします。

第8支部

会社名：東洋物産株式会社
代表者：長岡 暢俊（ナガオカ ノブトシ）
会社住所：東京都世田谷区鎌田4-11-16
A・M・C SETAGAYA C号室
電話：03-6411-0837
FAX：03-6411-0847
E-mail：info@to-yo-bussan.com
ホームページ：http://www.to-yo-bussan.com
業務内容：中古車販売
ワンオフマフラー製作・設計
電装品取付施工・エアロ販売
1. メルセデスをメインとした中

古車販売

2. 中古車注文販売（全国のオークション会場よりお探しします）
仕入れはオークション評価4.5点以上の優良車のみです。
整備は提携正規ディーラーで実施。



12か月or24か月点検及び消耗部品交換後納車となります。
正規ロリンザー・ブラバス・WALD取扱店

第13支部

会社名：アフラック募集代理店
代表者：尾原 美恵子（オバラ ミエコ）
会社住所：東京都目黒区東が丘1-4-19
電話：03-3411-6221
FAX：03-3411-6221
E-mail：mieko418obara@yahoo.co.jp

業務内容：病気の時、経済的な不安をやわらげるのが保険という保障。体験をもとに保険代理店の仕事をしております。

第13支部

会社名：アイオフィス株式会社
 代表者：井上 善子（イノウエ ヨシコ）
 会社住所：東京都狛江市岩戸北3-2-15-301
 電話：0120-77-8926
 F A X：03-3489-7156
 E-mail：inoff@titan.ocn.ne.jp
 ホームページ：http://webby.aflac.co.jp/inoff/
 業務内容：玉川法人会の福利厚生制度として、アフラックの保険を推進して27年が過ぎました。この度賛助会員となりました。

アフラックの募集代理店としては32年目になります。これまでに、玉川法人会の会員及び社員の方々に、アフラック社よりたくさんの給付金をお受取り頂いております。弊社では、ご加入中の保険のご相談・お見直しなど、今後もより一層きめ細やかなサービスを皆様にご提供してゆけたらと思います。会員の皆様のお力になれば幸いです。今後ともご指導の程、宜しく願い申し上げます。

第13支部

会社名：アフラック募集代理店
 代表者：瀧澤 浩（タキザワ ヒロシ）
 会社住所：東京都世田谷区
 電話：0120-944-708
 E-mail：hiroshi_takizawa@auone.jp

業務内容：アフラックの生命保険を中心とする保険コンサルティングと販売代理店業務を行っています。既にご加入の保険内容の見直し、新しい保障内容のご紹介、今後の生活設計の中での保険の役割等、ご相談を承ります。主に7支部・8支部の地域を担当しています。

第13支部

会社名：株式会社セラヴィ
 代表者：永森ひろみ（ナガモリ ヒロミ）
 会社住所：東京都港区三田5-2-30-705
 電話：03-6423-8212
 F A X：03-6423-8211
 E-mail：ever1700@yahoo.co.jp

業務内容：アフラックのがん保険・医療保険など扱い13年目です！法人化してまだ2年目ですが少しでも皆様のお役に立ちたいと頑張っております。今後皆様にお会いできる機会も増やしていくと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

法人会とは

●よき経営者をめざすものの団体それが法人会です。

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する組織、それが法人会です。

法人会は現在、全国に105万社、東京都内に49の単体会、19万社の会員企業を擁する団体として大きく発展しています。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研さんを支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を行っています。

●法人会は企業の間から自主的に誕生した団体です。

1947年（昭和22年）4月、わが国の税制はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度へと移行し、法人税も新しい制度へ生まれ変わりました。しかし当時の社会経済状況は極めて悪く、経営者が難解な税法を理解して自主的に税金を申告できるかどうか、危ぶまれていました。このため、納税者が自ら申告納税するには、納税者自身が団体を結成し、その活動を通じて帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じてきました。法人会は、このようにして企業の間から自発的に生まれてきた団体です。

税務署からのお知らせ

所得税・贈与税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

～ 所得税の確定申告 e-Taxをご利用いただくメリット ～

- **国税庁ホームページから電子申告**
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。）。
- **最高3,000円の税額控除**
平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、e-Taxで法定申告期限内に行くと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます（平成19年分から24年分の間でいずれか1回）。
- **添付書類を提出省略**
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- **還付がスピーディー**
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮）。
- **24時間いつでも利用可能**
所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。

～ 贈与税の申告がe-Taxでより便利に ～

これまで、贈与税の申告書については、書面での提出しかできませんでしたが、平成24年分の申告から、「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxで送信できるようになりました。
また、贈与税の申告期間中は、24時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。

「e-Tax」をご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

もっと詳しい情報は

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 〇-コクセイ TEL 0570-01-5901
税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

24年12月分の源泉所得税の納付期限	25年 1月 10日 (木)
24年10月決算法人の確定申告期限・納付期限	25年 1月 4日 (金)
25年 4月決算法人の中間申告（予定申告）期限・納付期限	25年 1月 4日 (金)
消費税の中間申告期限・納付期限	25年 1月 4日 (金)

25年1月決算法人の第3四半期分、25年4月決算法人の半期分・第2四半期分、25年7月決算法人の第1四半期分

消費税の、
期限内納付を
お願いいたします。